

障害者ユニバーサルツーリズム促進事業補助金取扱要領
(障害者団体向け)

1 旅行等の計画

障害者団体の研修、旅行、レクリエーション等の日程、目的地、参加者人数(障害者、介助者等の人数)等の計画を策定します。

①バス事業者

リフト付きバスが必要な場合は、県のホームページにリフト付きバスを所有するバス事業者を掲載していますので参考にしてください。

掲載されているバス事業者であっても、運転手のシフトや車両の配車等の事情により利用の申し込みを受けられない場合があります。

【リフト付きバスを保有するバス会社】

https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/24182/bus_ichiran_0803.pdf

②補助対象事業

障害者団体が主催する研修、旅行、レクリエーション等で、目的地までの移動の際の貸切バスに障害者5人以上を含む10人以上が乗車するものです。

旅行会社等障害者団体ではない者が企画し、参加者を募集するツアーは対象になりません。

③障害者団体

障害者やその家族若しくは支援者等を構成員とし、障害者の生活の向上、相互親睦や地域交流、社会参加の促進等を目的に活動する団体がバス貸切費用の軽減対象となります。埼玉県内を所在地とする団体が対象となります。

【障害者】

身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、戦傷病者手帳所持者、被爆者健康手帳所持者、特定医療費(指定難病)受給者証又は特定疾患医療受給者証所持者、障害年金証書所持者、特別児童手当受給証明書所持者、障害福祉サービス受給者証や通所受給者証所持者

④補助金の額

バスの貸切費用の2分の1又は補助上限額のいずれか低い額

日帰りであっても宿泊の旅行であっても補助金の額は変わりません。1回のバスの貸切費用について補助します。

【補助上限額】

リフト付きバス 15万円

リフトが付いていない通常のバス 10万円

例1 リフト付きバスの貸切費用40万円の場合

貸切費用の2分の1は20万円 > リフト付きバスの場合の補助上限額15万円

→ 補助金の額は15万円

例2 リフト付きバスの貸切費用20万円の場合

貸切費用の2分の1は10万円 < リフト付きバスの場合の補助上限額15万円

→ 補助金の額は10万円

2 軽減を受けることができる団体であることの証明

旅行等の前に、補助金によりバスの貸切費用の軽減を受けることができる団体の証明を県から受けます。

団体証明の申請書に必要な書類を添付して、県障害者福祉推進課まで提出してください。

県から団体証明書が交付されたら、貸切バスを運行するバス事業者等に団体証明書の原本を提出してください。

証明書は発行年度内1回限り有効です。

旅行等を中止する場合は証明書の原本を県障害者福祉推進課に返送してください。

①提出書類

様式第1号（リフト付きバスの場合となしの場合とで様式が異なります）

添付書類1点（バスの貸切費用の軽減を受ける団体であることが分かる書類）

【添付書類の例】

法人の定款、事業所の運営規程、会則・会員規約、貸切バスの利用目的である研修・旅行・レクリエーション等の実施計画書など

②提出先（Eメールもしくは郵送）

埼玉県福祉部障害者福祉推進課 社会参加推進・芸術文化担当

郵便番号 330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号 本庁舎1階

Mail : a3310-05@pref.saitama.lg.jp

③提出締め切り

令和8年9月30日（水） ※予算に達し次第締め切る場合があります。

3 貸切バスの利用

バス事業者等が発行する見積書で補助金の額が軽減されていることを確認してください。

問合せ先

埼玉県福祉部障害者福祉推進課

社会参加推進・芸術文化担当

電話：048-830-3312

【補助金関連のフロー図】

